

ため池の防災減災対策について

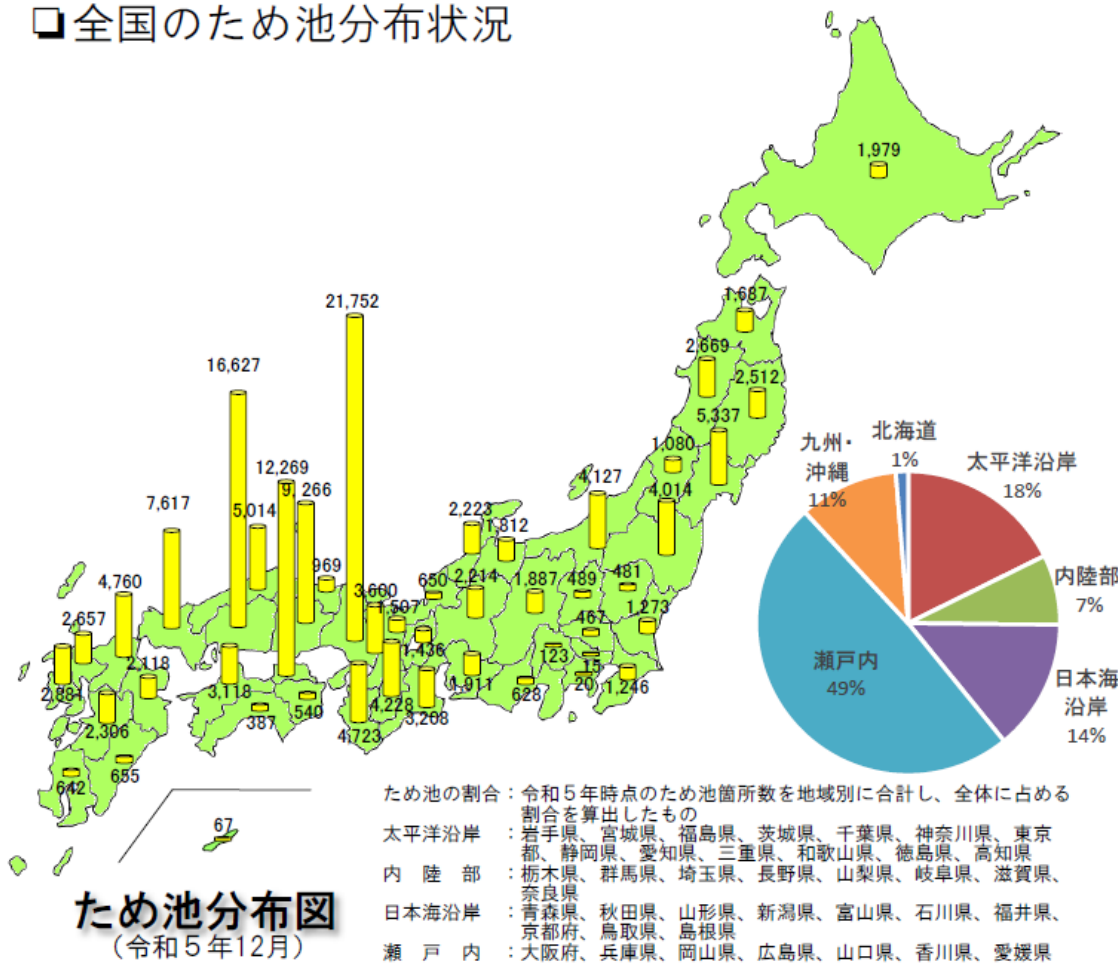
令和7年8月6日

関東農政局 農村振興部 防災課

1 ため池の現状

- 全国の農業用ため池は約15万か所あり、降水量が少なく、大きな河川に恵まれない西日本を中心に分布。
特に、瀬戸内地域に全国の約5割が分布。

□ 全国のため池分布状況



箇所数順					
1	兵庫県	21,752	25	愛知県	1,911
2	広島県	16,627	26	長野県	1,887
3	香川県	12,269	27	富山県	1,812
4	岡山県	9,266	28	青森県	1,687
5	山口県	7,617	29	京都府	1,507
6	宮城県	5,337	30	滋賀県	1,436
7	島根県	5,014	31	茨城県	1,273
8	福岡県	4,760	32	千葉県	1,246
9	和歌山県	4,723	33	山形県	1,080
10	奈良県	4,228	34	鳥取県	969
11	新潟県	4,127	35	宮崎県	655
12	福島県	4,014	36	福井県	650
13	大阪府	3,600	37	鹿児島県	642
14	三重県	3,208	38	静岡県	628
15	愛媛県	3,118	39	徳島県	540
16	長崎県	2,881	40	群馬県	489
17	秋田県	2,669	41	栃木県	481
18	佐賀県	2,657	42	埼玉県	467
19	岩手県	2,512	43	高知県	387
20	熊本県	2,306	44	山梨県	123
21	石川県	2,223	45	沖縄県	67
22	岐阜県	2,214	46	神奈川県	20
23	大分県	2,118	47	東京都	15
24	北海道	1,979			151,191

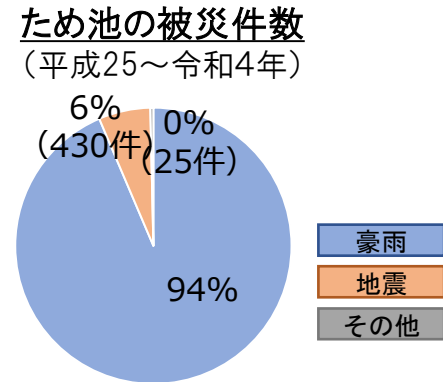
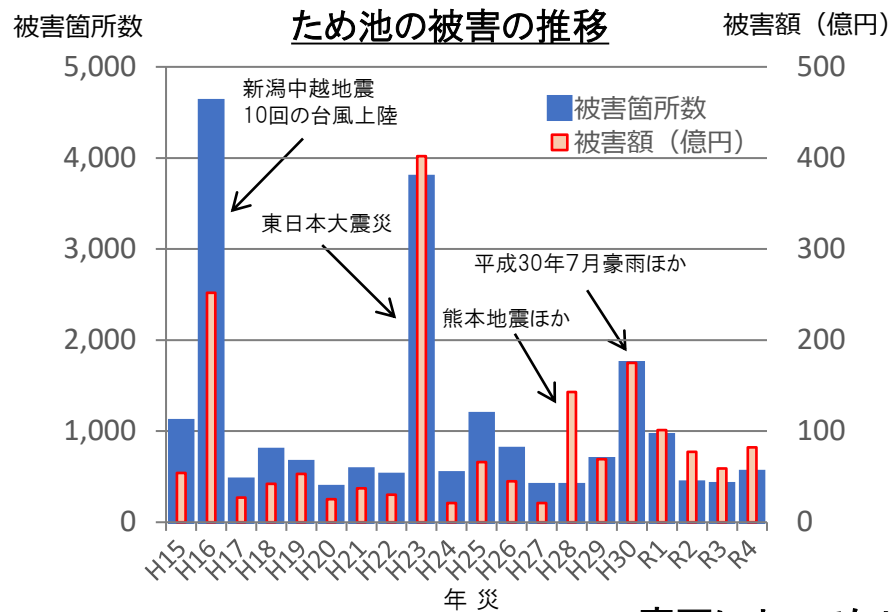
※富山県及び石川県については、令和5年9月末時点のデータを使用している。

(防災課調べ 令和5年12月)

2 ため池の被災状況

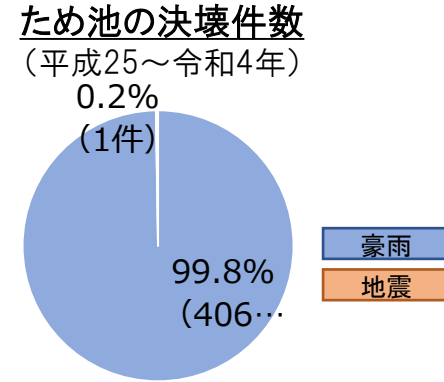
過去10ヶ年のため池の被災状況

○ 近年の自然災害によるため池の被害は、10回にわたる台風の上陸があった平成16年と、東日本大震災があった平成23年で顕著。被災原因の94%は豪雨によるもので、地震によるものは6%。



※ 東日本大震災による被災を含む。

過去10年間では、豪雨による被災が94%、地震による被災は6%となっている。



※ 東日本大震災による被災を含む。

堤体の決壊については、99.8%が豪雨によるものである。

豪雨によってため池が決壊した事例



平成16年10月の台風による決壊 (兵庫県)



平成25年7月の豪雨による決壊 (山口県)



平成26年8月の豪雨による決壊 (京都府)



平成29年7月の豪雨による決壊 (福岡県)

2 ため池の被災状況

平成30年7月豪雨によるため池の被災状況

ため池決壊件数

(都道府県報告)
2府4県
32件

【被害状況】
人的被害：死者 1名
負傷者 4名
人家被害：全壊 1戸
床下浸水 8戸

(10月9日時点)

被災状況 広島県 乙池・大池・横池(重ね池)

写真② 横池

写真① 大池

被災状況

写真① 大池

被災状況

写真② 横池

堤体決壊

なかしま 福岡県 中島ため池

下流の小学校への土砂流入

3連の重ね池のうち、上流側の横池と大池が決壊。
ただし、下流の乙池は土砂流入のみで決壊には至らなかった。

京都府 決壊 2か所

岡山県 決壊 4か所

広島県 決壊 23か所

愛媛県 決壊 1か所

福岡県 決壊 1か所

大阪府 決壊 1か所

被災状況(上流側) しょうぶざこかみ しょうぶざこしも 広島県 勝負迫上池・勝負迫下池

勝負迫下池

勝負迫上池

被災家屋

決壊による濁流の流入のため下流の小学校が一時孤立。

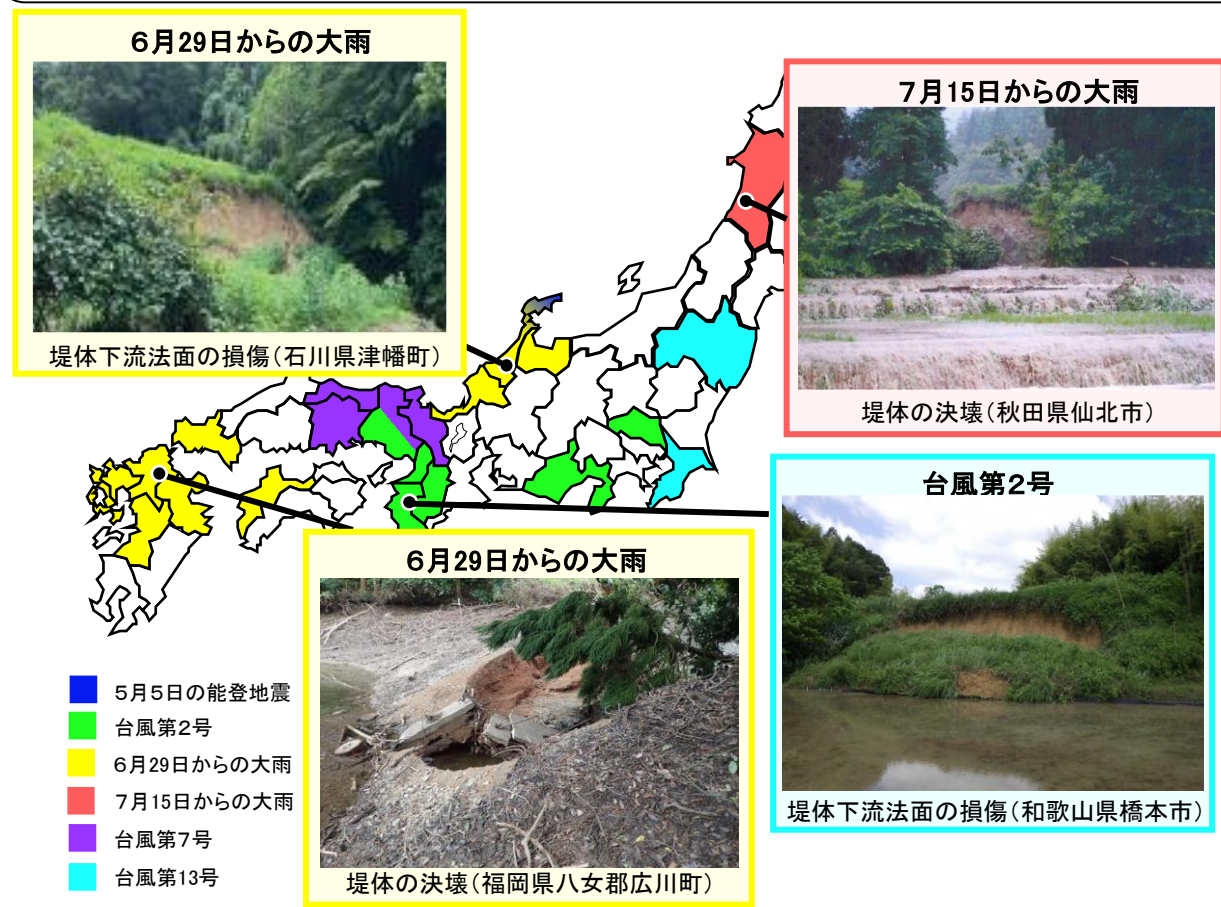
ため池上部のグラウンドの崩壊による土砂流入により、ため池が決壊。
ため池下流において、1名死亡、4名負傷。

3

2 ため池の被災状況

令和5年度 豪雨及び台風による防災重点農業用ため池の被災状況

- 5月5日の能登地震：9か所（石川県）。
- 台風第2号：16か所（埼玉県、静岡県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）。
- 6月29日からの大雨：63か所（富山県、石川県、福井県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県）。うち、6か所決壊（富山県、福岡県、佐賀県）
- 7月15日からの大雨：12か所（秋田県）。うち、2か所決壊（秋田県）。
- 台風第7号：4か所（京都府、兵庫県、鳥取県、岡山県）。
- 台風第13号：7か所（福島県、千葉県）。



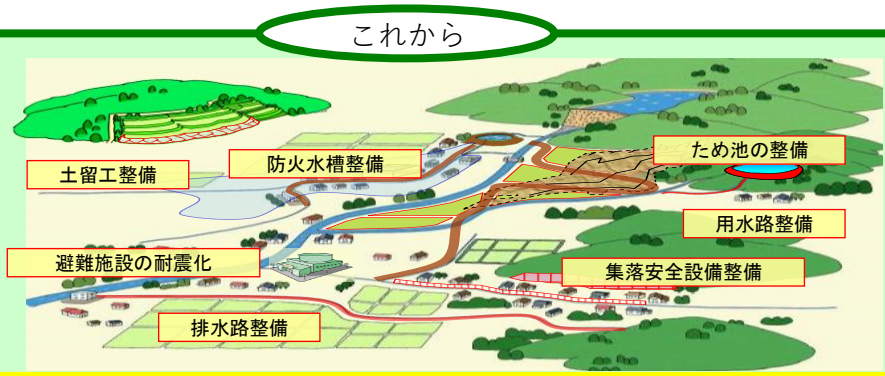
県	被災数(うち、決壊数)					
	5/5の能登地震	台風第2号	6/29からの大雨	7/15からの大雨	台風第7号	台風第13号
秋田県				12(2)		
福島県						3
埼玉県		1				
千葉県						4
富山県			9(1)			
石川県	9		20			
福井県			2			
静岡県		1				
京都府					1	
大阪府		2				
兵庫県		3			1	
奈良県		1				
和歌山県		8				
鳥取県					1	
岡山県					1	
山口県			1			
愛媛県			2			
福岡県			14(2)			
佐賀県			8(3)			
長崎県			2			
熊本県			2			
大分県			3			
合計	9	16	63(6)	12	4	7

3 農村地域における防災・減災対策

これまでの個別施設のハード整備による農地・農業用施設の災害発生の未然防止に加え、広域的・総合的視点を重視し、老朽化した農業水利施設の長寿命化・耐震化や洪水被害防止対策等のハード対策と、ため池ハザードマップ作成や管理体制の強化等のソフト対策を組み合わせつつ防災減災を推進。

●ハード整備の効率的な展開

広域的・総合的視点を重視



大規模災害から農村住民の生命・財産等を未然に守るための総合的な防災・減災対策の推進

これまで

ハード整備



- ・ため池改修
- ・排水機場の整備
- ・地すべり防止対策 等



これから

ソフト対策

●ソフト施策の推進

- ・農地災害の予測や情報連絡のシステム整備
- ・ハザードマップの整備
- ・管理体制の強化
- ・ワークショップ 等



ハザードマップの整備・ワークショップの開催



防災情報管理システム

●地域とのつながいの重視

- ・地域住民の管理活動への参画
- ・地域に住む技術者のボランティア参画



地域住民参加によるため池の保全活動



農村災害ボランティアによる被災状況の調査

これから

3 農村地域における防災・減災対策

○ ハード対策

- ・機能診断：目的に即した診断手法の適用、性能低下要因の把握
- ・整備工事：整備目標（防災・減災）の設定、整備目標に応じた工事

○ ソフト対策

- ・BCP（業務継続計画）の作成
- ・情報収集
降雨量、河川水位等を適切に収集し、過去の経験を踏まえた分析判断等
- ・連絡体制（協力体制）
緊急時の連絡体制、協力体制に係るマニュアル及び資材の整備等
- ・見回り、点検、管理記録
平常時の定期的な点検と記録、流入ゴミの除去、堤体や水路の草刈り等
- ・緊急対応
アクセスの確保、取水の停止、事前排水、事前・緊急放流、土のう設置等
- ・地域住民への避難／注意喚起

※参考事例集：www.maff.go.jp/j/nousin/kantai/tekiou/tameike_haisui_kijyou_sankou.html

4 ため池整備事業

「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」の概要

- ・「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」(ため池管理保全法)は、農業用水の確保を図るとともに、農業用ため池の決壊による水害等の災害から国民の生命及び財産を保護することを目的として、防災上重要な農業用ため池を指定し、必要な防災工事の施工を命ずることができることとする等の措置を講ずることを規定。
- ・法律は、令和元年7月1日に施行され、所有者等から農業用ため池の届出が行われるとともに、都道府県において、特定農業用ため池の指定やデータベースの整備が進められている状況。

- 所有者等による都道府県への届出を義務づけ
- 都道府県によるデータベースの整備、公表
- 所有者等による適正管理の努力義務
- 適正な管理が行われていない場合の都道府県の勧告、立入調査

特定農業用ため池

(1)特定農業用ため池の指定

- 都道府県は、決壊した場合に周辺地域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池を「特定農業用ため池」として指定
- 形状変更行為の制限(許可制)
- 市町村によるハザードマップ等の作成

(2)防災工事

- 所有者等による防災工事(改良・廃止)の計画届出
- 都道府県による防災工事の施行命令、代執行

(3)保全管理体制

- 所有者不明で、適正な管理が困難な特定農業用ため池について、市町村が管理権を取得できる制度を創設

4 ため池整備事業

「防災重点農業用ため池に係る防災工事の推進に関する特別措置法」の概要（令和2年10月施行）

目的

(第1条)

防災重点農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護するため、防災工事等基本計画の策定、防災重点農業用ため池の指定、防災工事等推進計画の策定及び国の財政上の措置等について定めることにより、**防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図る。**

定義

(第2条)

防災工事

劣化状況評価

地震・豪雨耐性評価

：農業用ため池の決壊を防止するために施工する工事（廃止工事を含む）

：防災工事の必要性についての判断に資するために行う劣化による農業用ため池の決壊の危険性の評価

：防災工事の必要性についての判断に資するために行う地震又は豪雨による農業用ため池の決壊の危険性の評価

防災工事等

基本指針

(第3条)

農林水産大臣は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るため、**防災工事等基本指針を策定。**

防災重点農業用ため池の指定

(第4条)

都道府県知事は、基本方針に基づき、**防災重点農業用ため池を指定**できる。

推進計画

(第5条)

都道府県知事は、防災重点農業用ため池を指定したときは、基本指針に基づき、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るため、**防災工事等推進計画を策定。**
【内容】① 防災工事等の推進に関する基本的方針 ② 劣化状況評価の実施に関する事項 ③ 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項 ④ 防災工事の実施に関する事項 ⑤ 市町村との役割分担及び連携に関する事項 等

施行期日、法律の失効、検討

(附則)

施行期日：公布日から6月以内の政令で定める日
法律の失効：令和13年3月末
検討：施工後5年を目途とした検討

都道府県の援助

(第6条)

都道府県は、推進計画に基づく防災工事等の実施者に対し、**技術的な指導、助言等の援助**に努めるものとする。
土地改良事業団体連合会に対し、必要な協力を求めることができる。
〔ため池サポートセンター〕

財政上の措置

(第7条)

推進計画に基づく事業等の実施に要する費用について**国の必要な財政上の措置**

地方債についての配慮

(第8条)

推進計画に基づく事業の経費に充てる**地方債について特別の配慮**

5 ため池整備事業

洪水や地震による決壊の防止、老朽化により早急に整備が必要なため池を改修又は農業生産や周辺環境に対して悪影響を与えているため池の水質改善等を行うことにより、災害の未然防止又は被害の最小化を図る。



5 ため池整備事業



5 ため池整備事業



5 ため池整備事業

ため池の廃止

埋め立てによる事例



開削による事例



6 ため池の防災・減災対策に活用可能な補助事業

ため池の防災・減災対策に活用可能な補助事業



満濃池の江戸時代の工事の様子
(満濃池地堅之図)



令和6年4月 農林水産省農村振興局

6 ため池の防災・減災対策に活用可能な補助事業

支援イメージ



ため池の管理

- 緊急時に対応するための排水ポンプなどを設置したい【支援事業⑤⑨】
 - 堤体の草刈りを行いたため池を適切に管理したい【支援事業⑫⑬⑭】
 - 流域治水対策として低水位管理を行いたい【支援事業④⑪】
 - 緊急的な防災対策及び流域治水対策にICT機器を活用したい
- 【支援事業 設置:⑤⑨⑪ 運用:⑪⑫⑬】



ため池の廃止

堤体を開削するなど、貯水機能を喪失させたい【支援事業③⑧】



老朽化対策

経年変化等に伴う堤体の漏水や浸食を防止したい【支援事業②⑦】



（法面保護による侵食防止）



地震・豪雨対策

地震に対しても損傷が発生しないよう補強したい【支援事業②⑦】

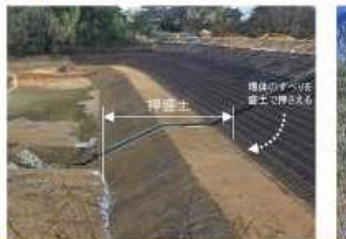


洪水吐を拡幅して、洪水を安全に流下させたい【支援事業②⑦】



（堤体の押盛土による補強）

（洪水流下能力の増加）



6 ため池の防災・減災対策に活用可能な補助事業

支援事業名	事業内容	事業主体	補助率	主な実施要件
農村地域防災減災事業	① 実施計画策定、劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、相続関係調査	都道府県、市町村、土地改良区等	定額（10/10）等	
	② 防災工事（地震・豪雨、老朽化対策）		50% 等 （緊急性が高いもの等は55%に高上げ）	・総事業費800万円以上※ ・受益面積 2 ha以上 等
	③ ため池の統廃合		50% 等 （緊急性が高いもの等は55%に高上げ）	・想定被害額500万円以上 等
	④ 洪水調節機能の付与・増進や低水位管理のために必要な整備（洪水吐きスリット等）		50% 等	・防災受益面積 7 ha以上 等
	⑤ 緊急的な防災対策（簡易な整備、排水ポンプの設置等）、観測機器の設置等		定額（10/10）	・受益面積 2 ha以上 等
農業水路等長寿命化・防災減災事業	⑥ 実施計画策定、耐震性点検、相続関係調査	都道府県、市町村、土地改良区等	定額（10/10）	
	⑦ 防災工事（地震・豪雨、老朽化対策）		50% 等	・総事業費200万円以上 ・受益者 2 戸以上
	⑧ ため池の廃止		定額（10/10）等	・想定被害額500万円以上 等
	⑨ 緊急的な防災対策（排水ポンプの設置等）、危機管理システム等整備		定額（10/10）	・総事業費200万円以上 等
	⑩ ハザードマップ作成、管理者等への技術的指導（ため池サポートセンター）支援、監視・保全管理に資する活動、防災訓練等	都道府県、市町村、土地改良区等	定額（10/10）等	・総事業費200万円以上 ・防災重点農業用ため池
水利施設管理強化事業（特別型）	⑪ 流域治水のために必要な取組（事前排水による低水位管理に係る人件費、遠隔監視機器の通信費等）	都道府県、市町村	50%	・流域治水プロジェクト等に位置付けられていること
多面的機能支払交付金	⑫ 共同活動の一環として行われる堤体の草刈りやため池の泥上げ等	活動組織、広域活動組織	定額	
中山間地域等直接支払交付金	⑬ 中山間地域における堤体の草刈りやため池の泥上げ等	活動組織	定額	・集落等で協定を締結し共同取組活動に位置づけること
農地耕作条件改善事業	⑭ 除草に使用する共同利用機器の導入等	都道府県、市町村、土地改良区等	50%	・農振農用地のうち地域計画の策定区域 ・総事業費200万円以上 ・農業者数2者以上 等

※ 防災重点農業用ため池緊急整備事業として行う場合は、総事業費4,000万円以上

6 ため池の防災・減災対策に活用可能な補助事業

■ 主な事業の標準的な負担割合

都道府県営事業	国	都道府県	市町村	農業者
農村地域防災減災事業 (防災重点農業用ため池緊急整備事業、地震・豪雨対策型)	50% (55%)	34% (34%)	16% (11%)	0 (0%)
農村地域防災減災事業	50% (55%)	29% (29%)	14% (14%)	7% (2%)
農業水路等長寿命化・防災減災事業	50% (55%)	29% (29%)	14% (14%)	7% (2%)

団体営事業	国	都道府県	市町村	農業者
農村地域防災減災事業 (防災重点農業用ため池緊急整備事業)	50% (55%)	21% (21%)	29% (24%)	0 (0%)
農村地域防災減災事業	50% (55%)	18% (18%)	25% (25%)	7% (2%)
農業水路等長寿命化・防災減災事業	50% (55%)	18% (18%)	25% (25%)	7% (2%)

- ※ 1 沖縄県、奄美、離島については、別の負担割合を設定。
- ※ 2 ()書きは中山間地域、緊急性が高いもの等。
- ※ 3 都道府県と市町村の負担割合は、都道府県又は市町村にお問い合わせください。

■ 地方負担に対する主な地方財政措置

	起債充当率	交付税措置率
農村地域防災減災事業のうち、		
・ 防災重点農業用ため池緊急整備事業※	90%	45%
・ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策として実施する事業※	100%	50%
・ 上記以外の事業	90%	20%
農業水路等長寿命化・防災減災事業	90%	20%

※ 令和7年度までの措置。

■ ICT機器の設置・運用に係る支援

	事業	対象・支援内容
設置	農村地域防災減災事業	
	・ ため池緊急防災環境整備事業	・ 防災重点農業用ため池において、災害の発生を未然に防止するために実施するもの
	・ 防災重点農業用ため池緊急整備事業	
	・ ため池洪水調節機能強化事業	・ 洪水調節機能の付与や洪水調節容量を活用するために実施するもの
運用	農業水路等長寿命化・防災減災事業	・ 危機管理対策として実施するもの
	水利施設管理強化事業	・ 流域治水対策として実施するもの ・ 通信費、サーバー費用
	多面的機能支払交付金	・ 共同活動に位置づけられたもの※ ・ 通信費、サーバー費用
	中山間地域等直接支払交付金	・ 共同活動に位置づけられたもの ・ 通信費、サーバー費用

※ 「多面的機能の増進を図る活動」における「防災・減災力の強化」の活動項目を活動計画に位置づけることが必要。



(お問い合わせ先)

- 北海道 農政部 農村設計課 (011-204-5398)
- 東北農政局 設計課 事業調整室 (022-221-6277)
- 関東農政局 設計課 事業調整室 (048-740-0541)
- 北陸農政局 設計課 事業調整室 (076-232-4722)
- 東海農政局 設計課 事業調整室 (052-223-4634)
- 近畿農政局 設計課 事業調整室 (075-414-9513)
- 中国四国農政局 設計課 事業調整室 (086-224-9419)
- 九州農政局 設計課 事業調整室 (096-300-6403)
- 沖縄総合事務局 農村振興課 (098-866-1652)

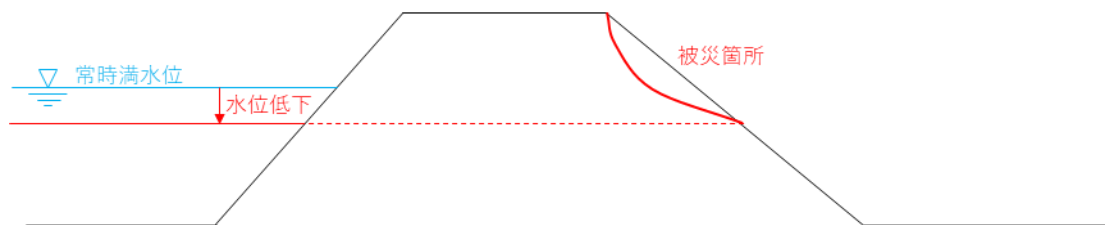
7 災害が発生したら

○二次被害防止のための応急措置

- ・被災箇所の保護・・・ブルーシートによる養生、バリケード等による立入禁止措置 など



- ・低水位管理



○住民等への周知

○営農への影響（査定前着工の検討、代替水源など）

7 災害が発生したら

MAFF-SAT（農林水産省サポート・アドバイス・チーム） ～農林水産省の職員派遣による支援～

農林水産省農村振興関係部局では、農地・農業用施設が被災した際、MAFF-SATとして被災自治体に職員を派遣し、迅速な被害把握や早期復旧を支援しています。



補足情報（ヒブス）

MAFF-SATの職員は、調査を円滑に実施するため、現地調査時には**ビブス**を着用して活動します。



その他の支援

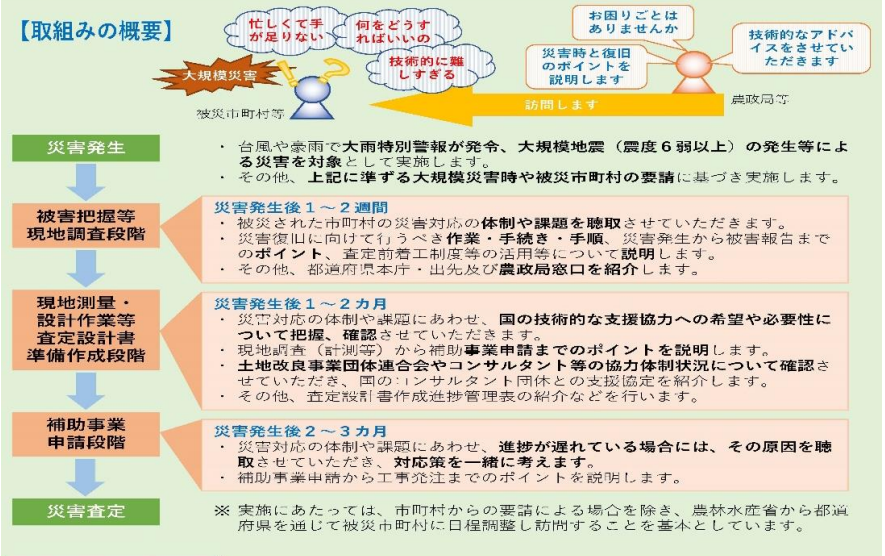
緊急の場合、各地方農政局が保有管理している、災害応急用ポンプ、排水ポンプ車等を貸出しています。



災害応急用ポンプ 排水ポンプ車

災害時の農林水産省職員によるプッシュ型市町村支援 ―災害トリアージの取組み―

大規模災害時に農林水産省（農政局）職員がプッシュ型で被災市町村を往訪させていただき、市町村の要請に対して支援協力が適時に適切に行えるよう、被害状況、災害対応状況、体制等を把握する取組み（「災害トリアージ」と呼称）を、令和2年度から始めたところです。



お問い合わせ先		お問い合わせ先	
国の職員の派遣		電話番号	災害応急用ポンプ等の貸出 電話番号
全国	農村振興局 整備部 防災課 災害対策室	03-6744-2211	
東北	東北農政局 農村振興部 防災課	022-263-1111	土地改良技術事務所 施設・管理課 022-295-5547
関東	関東農政局 農村振興部 防災課	048-740-0568	土地改良技術事務所 施設・管理課 048-250-1878
北陸	北陸農政局 農村振興部 防災課	076-232-4727	土地改良技術事務所 施設・管理課 076-292-7900
東海	東海農政局 農村振興部 防災課	052-223-4640	土地改良技術事務所 施設・管理課 052-385-8092
近畿	近畿農政局 農村振興部 防災課	075-414-9562	土地改良技術事務所 施設・管理課 075-641-6397
中国・四国	中国四国農政局 農村振興部 防災課	086-224-9424	土地改良技術事務所 施設・管理課 086-223-2777
九州	九州農政局 農村振興部 防災課	096-300-6519	土地改良技術事務所 施設・管理課 096-367-0411
北海道	北海道開発局 農業水産部 農業整備課	011-231-2136	
沖縄	内閣府沖縄総合事務局 農林水産部 農村振興課	098-866-1652	土地改良総合事務所 098-856-6868